

Link+しが 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「Link+しが (リンク プラス シガ)」という。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を代表者宅住所に置く。

(理念・目的)

第3条

1. 「Link+」の理念

- ・Link(リンク)＝滋賀の自然と風土を愛する「人」と「人」をつなぐ。
滋賀を拠点に活動する多様な人達の「知恵・知識・技」をつなぐ。
- ・+ (プラス)＝Linkによる相乗効果で地域に貢献する新たなムーブメントを発信する。

2. Link+しがの目的

①日本最大の琵琶湖と豊かな自然環境の恵みを楽しむ県民として、「環境負荷が高いモノを使い捨てる生活からの卒業」、「環境負荷が少ないモノを大切にする暮らしの実践」を発信する。

*「モノを大切にする暮らし」とは

- (1)良質なモノを見極め最後まで活かす暮らし
- (2)心地よさ、美しさや感性を大切にす暮らし
- (3)地域社会でモノを共有する暮らし

②子供達へ「モノを大切にす暮らし」が「誰もが参加できる社会貢献」であることを伝え、滋賀の環境を守る次世代の人材を育てる。

③環境負荷の少ない生活を目的とした「地域でモノを循環させるモデルケース」を実現する。

(活動の内容)

第5条 第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. xChange (エクスチェンジ)

洋服やファッションアイテムの物々交換イベント。環境問題とおしゃれをつなぐことで、楽しみながらモノを大切に使い、社会でシェアする意識を広める。

2. セミナー・講演活動・イベント等の啓発活動

3. 子供達への啓発活動（子供xChange、学校・幼稚園への出張講座、親子セミナー）
4. 地域で信頼できるリユース・リペア・リサイクルのシステム・誰もが気軽に参加できるネットワークづくりのための活動
5. その他目的達成のために必要な活動

第2章 会員

（種別）

第6条 この団体の会員は正会員、賛助会員の2種から構成する。

1. 正会員とは、この団体の目的に賛同して入会し、この法人の活動および事業を推進する個人である。
2. 賛助会員とは、この団体の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人または団体である。

（入会）

第7条

1. 正会員の入会については、特に条件を定めない。
2. 会員として入会しようとする者は入会申込書により、申し込むものとする。

（会費）

第8条

1. 会員は、総会において別に定める会費を納入する。
2. 納入された会費は、返還されない。

（退会）

第9条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 正会員が以下に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

1. この規約に違反したとき。
2. この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. 本会の活動を明らかに個人的な営利目的に利用したとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この団体に次の役員を置く。

1. 代表 2人
2. 監事 1人以上2人以内
3. 会計 1人以上2人以内
4. 広報 1人以上2人以内
5. 代表のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

第12条

1. 役員は、総会において選任する。
2. 代表及び副代表は、互選とする。

(職務)

第13条

1. 代表は、この団体を代表しその職務を総理する。
2. 副代表は、代表を補佐し必要に応じてその職務を代行する。
3. 監事は、活動状況、会計の状況を監査する職務を行う。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第15条

1. この団体の会議は、総会及び役員会、定例会の3種とする。
2. 総会は、毎年1回、事業年度終了の日から3ヶ月以内に開催する。
3. 役員会は、総会の定めにより開催、または代表・役員が必要と認めた場合開催する。
4. 定例会は正会員全員が参加でき、開催時期・回数は総会または役員会で決定する。

(総会の開催)

第16条

1. 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(委任状数を含む)を原則とする。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子書簡をもって表決し、出席者による決定に委任することができる。
3. 総会の議事については、議事録を作成し、議長が内容の確認を行う。

(役員会の開催)

第17条

1. 役員会は、役員数の2分の1以上の出席を原則とする。
2. やむを得ない理由により出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子書簡をもって表決し、出席者による決定に委任することができる。
3. 役員会の議事については、議事録を作成し、議長が内容の確認を行う。

第5章 活動資金

(構成)

第18条 この団体の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 活動に対する公的支援金
3. 寄付金品
4. 活動に伴う収入

(管理及び区分)

第19条

1. この団体の資金は、代表が管理し、その方法は、総会で定める。
2. この団体の資金は、非営利活動に係る活動に関する資金とする。

第6章 会計

(会計の原則及び区分)

第20条 この団体の会計は、非営利活動に係る活動会計とする。

(活動年度)

第21条 この団体の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第22条 この団体の活動計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度ごとに代表と役員が作成し、総会の議決を経なければならない。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第23条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

附則 本規約は、2012年5月1日から発効するものとする。

2013年10月1日 一部改正

2017年4月15日 一部改正

L i n k + し が 役員名簿

氏名	役職	住所	電話番号
香田 雅子	代表	〒520-0804 滋賀県大津市本宮 2 丁目 3-6-509	090-3620-2360 077-521-4567
柳澤 知伽	副代表	〒528-0042 滋賀県甲賀市水口町虫生野中央 76	090-1245-1021
星田 千津子	広報	〒520-0515 滋賀県大津市八屋戸 2005-1	090-7098-7372
泉 知美	会計	〒520-0851 滋賀県大津市唐橋町 3-21-717	090-1151-0863
市川 美津恵	監事	〒525-0071 草津市南笠東 3-16-5	090-4647-2991